

○枚方市下水道条例

昭和51年9月24日

条例第27号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第1章の2 公共下水道の構造の基準（第7条の2）

第2章 排水設備の設置等（第8条—第12条）

第3章 特定事業場及び除害施設等（第13条—第20条）

第4章 公共下水道の使用（第21条—第25条）

第5章 使用料及び手数料（第26条—第32条）

第6章 行為等の許可（第33条—第35条）

第7章 下水道の占用（第36条・第37条）

第8章 雑則（第38条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の設置する公共下水道の管理、使用等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（昭55条例9・平24条例60・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- （1）排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- （2）除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （3）使用者 下水を排除して公共下水道を使用する者をいう。
- （4）特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。
- （5）特定事業場 特定施設（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の2で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場をいう。

（昭52条例7・昭55条例9・平22条例36・平24条例60・一部改正）

(市の責務)

第3条 市は、市民の健康で安全かつ快適な生活を保障するため、下水道の整備及びその機能を充実し、有毒物質の流入を防止する措置等を講じるとともに、資料の公開を求められたときには、これに応ずる等水質の保全良化に努めなければならない。

(平22条例36・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる下水について、その水質を保全良化するため、その責任において除害施設の設置、生産工程の改善、水の再利用の促進等必要な措置を講じるよう最大の努力を払わなければならない。

(昭55条例9・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、下水道の市民生活における役割を認識し、市が実施する下水道に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(平22条例36・一部改正)

(協定)

第6条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、下水道の維持管理のために必要があると認めるときは、使用者と協定を締結することができる。

(平22条例36・一部改正)

(代理人の選定)

第7条 使用者が市内に居住しないとき、その他管理者が必要と認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため市内居住の代理人を選定することができる。

(平22条例36・一部改正)

第1章の2 公共下水道の構造の基準

(平24条例60・追加)

第7条の2 公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の

飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(平24条例60・追加)

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径)

第8条 排水設備の新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。ただし、管理者が定める場合で、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、管理者が定めるところにより公共下水

道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法によること。

- (3) 汚水を排除すべき管きよ（排水管及び排水きよをいう。以下同じ。）は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、暗きよ式の円管とし、その内径は、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から一部の汚水を排除するための排水管で、延長3メートル未満のもの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	100以下	200以下	300以下	301以上
管径 （ミリメートル）	100以上	125以上	150以上	200以上

- (4) 雨水を排除すべき管きよは、暗きよ又は開きよとし、排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよは、同表に定めるところによる内径の排水管と同程度以上の流下能力があること。

排水面積（平方メートル）	150以下	200以下	600以下	601以上
排水管の内径 （ミリメートル）	75以上	100以上	150以上	200以上

- 2 管理者は、不正な手段により前項第1号ただし書に規定する許可を受け、又は許可の際に付した条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

（昭55条例9・平12条例2・平22条例36・一部改正）

（排水設備工事の計画の確認）

第9条 排水設備の新設等を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備その他の施設の構造に影響を及ぼすおそれのない変更をしようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもつて足りる。

（昭55条例9・平22条例36・一部改正）

（排水設備工事の施行）

第10条 排水設備の新設等の工事は、市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、施行してはならない。

（昭55条例9・平3条例9・平9条例28・平22条例36・一部改正）

（指定工事店の指定等）

第11条 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから、その者の申請に基

づき管理者が指定する。

(1) 大阪府内に営業所を有すること。

(2) 専属の責任技術者（排水設備の新設等の工事を適正に管理するために必要な資格として管理者が別に定める資格を有する者をいう。）を有すること。

(3) 排水設備の新設等の工事に必要な設備及び器材を有すること。

(4) 法律上の行為能力を有しない等の欠格要件に該当しないこと。

2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、管理者は、これを短縮することができる。

3 指定工事店は、前項の有効期間満了後において引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新の申請をしなければならない。

4 管理者は、指定工事店が第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、この条例若しくはこの条例に基づく企業管理規程に違反したとき、又は指定工事店として不適当と認めるときは、指定を取り消し、又は指定の効力を停止することができる。

5 前各項に定めるもののほか、指定工事店に関し必要な事項は、管理者が定める。

（平9条例28・全改、平12条例2・平16条例43・平22条例36・令元条例44・一部改正）

（排水設備工事の検査）

第12条 排水設備の新設等の工事を行つた者は、その工事を完了したときは、速やかにその旨を管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

（昭55条例9・平22条例36・一部改正）

第3章 特定事業場及び除害施設等

（昭52条例7・一部改正）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第13条 法第12条の2第3項の規定により条例で定める基準は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 枚方市淀川左岸流域関連公共下水道に係る区域（以下「渚処理区」という。） 1
リットルにつき38ミリグラム以下

ロ 枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道に係る区域（以下「鴻池処理区」という。）

1 リットルにつき380ミリグラム以下

- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
- (4) 浮遊物質 1 リットルにつき600ミリグラム以下
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 鉱油類含有量 1 リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき30ミリグラム以下

- (6) 窒素含有量 1 リットルにつき240ミリグラム以下
- (7) 磷^{りん}含有量 1 リットルにつき32ミリグラム以下

2 前項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各号に規定する排水基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法の規定による環境省令又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める数値の基準より緩やかな排水基準が適用される時。
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める数値の基準より緩やかな排水基準が適用される時。

（昭52条例7・全改、昭55条例9・平3条例9・平6条例31・平14条例23・平24条例60・一部改正）

（除害施設の設置等）

第13条の2 著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある次の各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

- (1) 温度 45度以下
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下

- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (4) 沃^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下
- 2 次の各号に定める基準に適合しない水質の下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。
- (1) 下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質(ダイオキシン類を除く。) 当該各号に定める数値(ダイオキシン類の数値を除く。)(同条第4項に規定する場合にあつては、同項に規定する排水基準に係る数値)
 - (2) 温度 45度以下
 - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 渚処理区 1リットルにつき38ミリグラム以下
 - ロ 鴻池処理区 1リットルにつき380ミリグラム以下
 - (4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
 - (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
 - (6) 浮遊物質^{りん}量 1リットルにつき600ミリグラム以下
 - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下
 - (9) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下
 - (10) 色又は臭気 放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びないこと。
- 3 管理者が定める項目に係る前項に規定する下水の水質の基準は、管理者が定める量未満の下水を排除する者については、適用しない。
- 4 第2項に規定する下水の水質の基準は、当該工場又は事業場に特定施設が設置された場合において、下水道法施行令第9条の4第5項又は前条第2項の規定により、第2

項各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、同項の規定にかかわらず、当該排水基準とする。

(平24条例60・全改)

(改善命令等)

第14条 管理者は、前条に規定する基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除するおそれがある者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて除害施設等の構造若しくは使用の方法若しくは下水の処理の方法の改善を命じ、又は除害施設等の使用若しくは下水の排除の一時停止を命ずることができる。

(昭52条例7・昭55条例9・平12条例2・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(除害施設の新設等の確認)

第15条 除害施設の新設等を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 除害施設の新設等を行つた者は、速やかにその旨を管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

(昭55条例9・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(使用開始等の届出)

第16条 継続して管理者が定める水量以上の汚水を排除し、又は第13条の2の規定により下水を排除して、公共下水道を使用しようとする者（法第11条の2第1項の規定による届出をしなければならない者を除く。）は、管理者が定めるところによる除害施設の設置等をして、あらかじめ、当該汚水の量又は水質及び使用開始の時期を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(昭52条例7・昭55条例9・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(水質の測定義務等)

第17条 第13条の2の規定による除害施設の設置等をして下水を排除して公共下水道を使用する者（法第12条の12の規定による測定等を行しなければならない者を除く。）は、管理者が定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

(平12条例2・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(除害施設管理責任者の選任)

第18条 除害施設の設置者は、管理者が定める当該除害施設の維持管理に関する業務を担

当させるため、除害施設ごとに除害施設管理責任者を選任しなければならない。

- 2 除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。除害施設管理責任者が欠けたとき、又はこれを解任したときも、同様とする。
- 3 除害施設管理責任者の資格は、管理者が定める。

(昭55条例9・平22条例36・一部改正)

(報告の徴収等)

第19条 管理者は、公共下水道を管理するために必要な限度において、第13条の2の規定による除害施設の設置等をして下水を排除して公共下水道を使用する者（法第39条の2の規定による報告の徴収の対象となる者を除く。）に対し、その下水を排除する工場若しくは事業場の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(平14条例23・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(事故報告)

第20条 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、事故により第13条の2に規定する基準に適合しない水質の下水を排除したとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告をした者は、遅滞なく、事故再発防止のための措置に関する計画を管理者に提出しなければならない。

(昭52条例7・昭55条例9・平14条例23・平22条例36・一部改正)

第4章 公共下水道の使用

(届出の義務)

第21条 使用者は、第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするとき。
ただし、雨水のみを排除するために公共下水道を使用する場合を除く。
- (2) 使用者又は代理人に異動があつたとき。
- (3) 使用者が排水設備を共有し、又は共用しようとするとき。

(昭55条例9・平3条例9・平9条例28・平22条例36・一部改正)

(使用の制限)

第22条 管理者は、公共下水道を築造し、若しくはしゅんせつする場合又は天災その他の理由によりやむを得ないと認める場合は、公共下水道の一部の使用を停止し、又は制限することができる。

2 前項の場合においては、管理者は、あらかじめその日時及び区域を周知するものとする。

(昭55条例9・平3条例9・平22条例36・一部改正)

(し尿の排除の制限)

第23条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(改造工事の助成)

第24条 管理者は、法第11条の3の規定による水洗便所の改造工事その他の排水設備の改造工事をしようとする者に対して、資金の助成を行うものとする。

2 資金の助成に関する事項については、管理者が別に定める。

(平22条例36・一部改正)

(し尿浄化槽の廃止)

第25条 処理区域内において、し尿浄化槽（合併処理浄化槽を含む。以下同じ。）が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、そのし尿浄化槽を廃止して、し尿を公共下水道に直接排除できるようにしなければならない。

2 管理者は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて当該し尿浄化槽を廃止して、し尿を公共下水道に直接排除できるようにすることを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、若しくは移転される予定のものである場合又はし尿浄化槽を廃止して、し尿を公共下水道に直接排除できるようにしていないことについて、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する期限後に同項に規定する措置が講じられていない建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

4 前条の規定は、し尿浄化槽を廃止して、し尿を公共下水道に直接排除できるようにする場合に準用する。

(昭55条例9・平3条例9・平9条例10・平22条例36・平24条例60・一部改正)

第5章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第26条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

(平22条例36・一部改正)

(使用料の額)

第27条 使用料の額は、1月につき、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 一般用（次号に掲げる用途以外の用途をいう。） 次に定める額を合計した額

ア 基本使用料 768円

イ 従量使用料 公共下水道に排除する汚水1立方メートルにつき、次の表に定める額

区分	金額
1立方メートルから8立方メートルまでの分	4円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	120
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	134
20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	171
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	210
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	246
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	280
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	298
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	318
1,000立方メートルを超える分	337

(2) 浴場用（枚方市公衆浴場法施行条例（平成25年枚方市条例第32号）第3条第1項第14号に規定する一般公衆浴場の用に使用するものをいう。） 公共下水道に排除する汚水の量に応じ次の表に定める額

区分		金額
基本使用料	300立方メートルまで	7,260円
超過使用料 (1立方メートルについて)	300立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	38
	2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	39
	3,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	40

	トルまでの分	
	5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	41
	10,000立方メートルを超え15,000立方メートルまでの分	42
	15,000立方メートルを超える分	43

2 前項の汚水の量は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 水道水を使用したとき 当該使用水量
- (2) 水道水以外の水を使用したとき 当該使用水量
- (3) 水道水と水道水以外の水を併せて使用するとき 当該使用水量を合算したもの

3 製氷業その他の営業のため使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量とが著しく異なる場合において、使用者が当該汚水の量の算出根拠等を記載した申請書を管理者に提出したときは、前項の規定にかかわらず、管理者は、当該申請書を基に汚水の量を認定するものとする。

(昭55条例26・全改、平9条例7・平10条例23・平13条例22・平16条例23・平22条例36・平24条例61・平25条例32・令2条例24・一部改正)

(使用料の徴収方法等)

第28条 水道水を使用した場合における使用料の算定及び徴収の方法については、枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）に基づく水道料金の算定及び徴収の方法の例による。

2 水道水を使用しない場合における使用料の算定及び徴収の方法については、管理者が別に定める。

(平9条例7・全改、平9条例27・平22条例36・一部改正)

第29条 削除

(昭55条例9)

(資料の提出等)

第30条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、汚水の排除量その他使用料の算定の基礎となる事項に異動を生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(昭55条例9・平9条例7・平22条例36・一部改正)

(使用料の減免)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平22条例36・一部改正)

(手数料)

第32条 管理者は、第9条の確認に係る設計審査については1の表に定める額の手数料を、同条の確認に係る設計については2の表に定める額の手数料をそれぞれ当該申請を行った者から、第12条の検査については3の表に定める額の手数料を当該届出を行った者から徴収する。

1 設計審査手数料

水道メーターに表示する給水管の口径 種別	20ミリメートル以下	25ミリメートル以下	40ミリメートル以下	50ミリメートル以下	100ミリメートル未満	100ミリメートル以上
	円 1,500	円 2,500	円 5,000	円 10,000	円 20,000	円 40,000
増設・改造設計審査手数料	150	250	500	1,000	2,000	4,000
増設又は改造により口径差が生じた場合は、新設とみなし、その差額を当該届出を行った者から徴収する。						

2 設計手数料

水道メーターに表示する給水管の口径 種別	20ミリメートル以下	25ミリメートル以下	40ミリメートル以下	50ミリメートル以下	100ミリメートル未満	100ミリメートル以上
	円	円	円	円	円	円
新設設計手数料						

	4,000	5,000	10,000	20,000	40,000	80,000
増設・改造設計手数料	400	500	1,000	2,000	4,000	8,000
増設又は改造により口径差が生じた場合は、新設とみなし、その差額を当該届出を行つた者から徴収する。						

3 工事検査手数料

区分	金額
新設工事検査手数料	1件につき 500円
増設・改造工事検査手数料	1件につき 300円

2 管理者は、第11条第1項の指定の申請又は同条第3項の指定の更新の申請に対する審査については、1件につき5,000円の手数料を当該申請を行つた者から徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(昭55条例9・平8条例6・平16条例43・平22条例36・平24条例60・令元条例44・令2条例24・一部改正)

第6章 行為等の許可

(公共下水道付近地の掘削)

第33条 公共下水道の管きよの付近地を掘削しようとする者は、掘削する深さが管きよの中心から掘削する箇所までの水平距離と地表から管きよの中心までの深さとの和以上となるときは、管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(昭55条例9・平22条例36・平24条例60・一部改正)

(行為の許可)

第34条 法第24条第1項に掲げる行為を行おうとする者は、管理者が定めるところにより申請書を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 下水道法施行令第16条に規定する行為を行おうとする者は、管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(昭52条例7・昭55条例9・平22条例36・一部改正)

(許可を要しない軽微な変更)

第35条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、前条の規定による許可を受けた者

が当該許可に係る物件を設けた目的に付随して当該物件の地上に存する部分に公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴う変更とする。

(昭55条例9・一部改正)

第7章 下水道の占用

(占用の許可)

第36条 公共下水道の排水施設又はその敷地に物件（排水設備を除く。以下「占用物件」という。）を設け、又はその他の方法により、公共下水道の排水施設又はその敷地を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第34条第1項の規定による許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から、当該占用に係る使用料（以下「占用料」という。）を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、占用料を徴収しない。

(昭55条例9・平3条例9・平8条例35・平12条例2・平16条例43・平22条例36・一部改正)

(原状回復)

第37条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、若しくは占用を廃止したとき、又は第39条第1項の規定により許可を取り消されたときは、管理者の指示に従い、当該許可に係る物件を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認め、必要な措置を命じた場合においては、この限りでない。

(昭55条例9・平3条例9・平22条例36・一部改正)

第8章 雑則

(土砂等の投入等の禁止)

第38条 何人も、土砂、ごみ、し尿（水洗便所により排除されるものを除く。）その他公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその機能を損傷するおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。

(昭55条例9・一部改正)

(許可の取消し等)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第34条第1項若しくは第36

条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第34条第1項又は第36条第1項の許可の条件に違反した者
- (2) 詐欺その他不正の行為により第34条第1項又は第36条第1項の許可を受けた者

2 管理者は、公共下水道の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。

(昭55条例9・平3条例9・平9条例28・平22条例36・一部改正)

(無断工事等に対する措置)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。

- (1) 第9条の規定による確認を受けないで工事を施行したとき。
- (2) 指定工事店以外の者に工事を施行させたとき。

(昭55条例9・平3条例9・平9条例28・平22条例36・一部改正)

(罰則)

第41条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反して処理区域内における排水設備の新設等の工事を行つた者
- (2) 第12条又は第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (3) 第14条の規定による命令に違反した者
- (4) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第17条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (6) 第19条又は第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(昭55条例9・一部改正)

第42条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による協定に違反した者
- (2) 第9条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を行つた者
- (3) 第15条第1項の規定による確認を受けないで除害施設の新設等を行つた者
- (4) 第18条第1項の規定による業務又は同条第2項の届出を怠つた者
- (5) 第20条の規定による事故報告又は事故再発防止計画の提出を怠つた者
- (6) 第21条の規定による届出を怠つた者
- (7) 第23条の規定によるし尿の排除の制限に違反した者

- (8) 第25条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者
- (9) 第33条の規定による届出を怠り、又は指導に従わなかった者
- (10) 第38条の規定に違反した者
- (11) 第39条の規定による命令に違反した者
- (12) 第40条の規定による命令に違反した者

(昭55条例9・平12条例2・平22条例36・平24条例60・一部改正)

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて下水道使用料、手数料等を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(昭55条例9・平12条例2・平22条例36・一部改正)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金及び過料を科する。

(昭55条例9・平12条例2・一部改正)

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭55条例9・平22条例36・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

[昭和51年規則第47号で、同51年10月1日から施行]

(枚方市下水道条例等の廃止)

- 2 枚方市下水道条例(昭和33年枚方市条例第19号)及び枚方市特別都市下水路条例(昭和44年枚方市条例第14号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の両条例の規定によつて市長に対してされた申請、届出、その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、処理区域内においてし尿浄化槽を設けている者に対する第25条第1項の規定の適用については、同項中「当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始する日から3年以内」と

あるのは「この条例の施行の日から３年以内」と読み替えるものとする。

6 この条例の施行の際、現に設置されている下水のための除害施設又は水質の悪化を防止するために講じられている必要な措置が第13条に規定する下水排除基準に適合しない場合、使用者は市長が相当と認める期間内に当該基準に適合するよう、その施設又は措置を改善しなければならない。

7 前４項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う必要な経過措置は規則で定める。

(枚方市立香里下水処理場設置及び管理条例の一部改正)

8 枚方市立香里下水処理場設置及び管理条例（昭和40年枚方市条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(平成９年度から平成11年度までの占用料の特例)

9 次の表の左欄に掲げる占用の目的に係る平成９年度から平成11年度までの各年度の占用料の額については、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

占用の目的		占用料		
		平成9年度	平成10年度	平成11年度
工作物の設置を伴う土地の占用		1,830円	2,160円	2,480円
工作物の設置を伴わない土地の占用		1,530円	1,960円	2,380円
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線による土地の占用		2,300円	2,530円	2,800円
電話柱（電柱であるものを除く。）並びにその支柱、支線柱、支線及び街灯による土地の占用		920円	1,150円	1,440円
上水管、電 らん、ガス 管その他こ れらに類す るものによ る土地の占 用	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満	160円	170円	180円
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満	320円	340円	360円
	外径が0.4メートル以上1メ ートル未満	790円	840円	880円
	外径が1メートル以上	1,280円	1,460円	1,630円

(平８条例35・追加)

附 則〔昭和52年３月19日条例第７号〕

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月18日条例第9号〕

- 1 この条例は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例第29条の規定は、施行日以後に公共下水道の使用開始の届出をする者について適用し、施行日前に当該届出をした者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、既納の予納金は、市長が別に定める方法により還付又は充当することができる。

附 則〔昭和55年9月25日条例第26号〕

- 1 この条例は、昭和55年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の当該使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基礎となる公共下水道の使用期間が、施行日の前後にまたがるものの使用料の額については、次の計算式により算定する。

$$\text{使用料の額} = (a / (a+b)) \times A + (b / (a+b)) \times B$$

Aは、当該期間に排除した汚水の量を新条例の規定により算定して得た使用料の額

Bは、当該期間に排除した汚水の量を改正前の枚方市下水道条例の規定により算定して得た使用料の額

aは、当該期間における施行日以後の使用日数

bは、当該期間における施行日前の使用日数

- 4 前項の規定は、新条例第27条第1項の規定により、昭和56年4月1日、昭和57年4月1日及び昭和58年4月1日に使用料の額が改定される場合について準用する。

附 則〔平成3年3月12日条例第9号〕

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年12月14日条例第31号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）別表窒素含有量の項及び^{りん}含有量の項に掲げる項目並びに新条例別表鉛及びその化合物の項及び^ひ素及びその化合物の

項に掲げる物質に係る水質の基準は、当該下水が特定事業場から排除されるものとみなして当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による総理府令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該下水について当該各項に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、同表の規定にかかわらず、当該緩やかな排水基準とする。

- 3 新条例別表の規定にかかわらず、鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物に係る水質の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から規則で定める日までの間は、なお従前の例による。

〔平成10年規則第52号で、規則で定める日は、同10年7月31日とする。〕

- 4 新条例別表の規定にかかわらず、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物並びにPCBに係る水質の基準は、この条例の施行の際既設の事業場に対しては、施行日から平成7年12月31日までの間は、なお従前の例による。

- 5 新条例別表トリクロエチレンの項からセレン及びその化合物の項までに掲げる物質に係る水質の基準は、この条例の施行の際既設の事業場に対しては、施行日から平成7年6月30日までの間は、適用しない。

- 6 新条例別表1,1,1-トリクロエタンの項からセレン及びその化合物の項までに掲げる物質に係る水質の基準は、施行日から規則で定める日までの間は、淀川水域に係る地域についても、寝屋川水域に係る地域の当該基準を適用する。

〔平成10年規則第52号で、規則で定める日は、同10年7月31日とする。〕

附 則〔平成8年3月15日条例第6号〕

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の第9条の規定に基づき確認を受けた者に対する材料検査手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則〔平成8年12月19日条例第35号〕

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第36条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する占用料について適用する。

附 則〔平成9年3月31日条例第7号〕

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）第27条第1項の規定は、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基準となる公共下水道の使用期間（以下「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a / (a+b)) + B \times (b / (a+b))$$

算式の符号

A 算定期間に排除した汚水の量について新条例の規定により算定した使用料の額

B 算定期間に排除した汚水の量について改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成9年6月19日条例第10号抄〕
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則〔平成9年12月15日条例第27号抄〕
(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則〔平成9年12月15日条例第28号〕
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

- 附 則〔平成10年6月26日条例第23号〕
- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）第27条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基準となる公共下水道の使用期間（以下「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a / (a+b)) + B \times (b / (a+b))$$

算式の符号

A 算定期間に排除した汚水の量について新条例の規定により算定した使用料の額

B 算定期間に排除した汚水の量について改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成12年3月24日条例第2号〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成13年6月29日条例第22号〕

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）第27条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基準となる公共下水道の使用期間（以下「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a / (a+b)) + B \times (b / (a+b))$$

算式の符号

A 算定期間に排除した汚水の量について新条例の規定により算定した使用料の額

B 算定期間に排除した汚水の量について改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成14年9月30日条例第23号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から上下水道事業管理者が定める日までの間における改正後の第13条第1項第1号イ及び第13条の2第2項第3号イの規定の適用については、これらの規定中「38ミリグラム」とあるのは、「76ミリグラム」とする。

(平24条例60・全改)

附 則〔平成16年6月21日条例第23号〕

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例（以下「新条例」という。）第27条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基準となる公共下水道の使用期間（以下「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a / (a+b)) + B \times (b / (a+b))$$

算式の符号

- A 算定期間に排除した汚水の量について新条例の規定により算定した使用料の額
- B 算定期間に排除した汚水の量について改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額
- a 算定期間における施行日以後の使用日数
- b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成16年12月17日条例第43号〕

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた指定工事店の指定及び指定の更新並びに責任技術者の登録及び登録の更新の申請について適用し、同日前に行われた指定工事店の指定及び指定の更新並びに責任技術者の登録及び登録の更新の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第36条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則〔平成17年3月10日条例第14号〕

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年3月9日条例第13号〕

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成20年規則第8号で、同20年4月1日から施行〕

附 則〔平成20年3月14日条例第12号〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成22年12月9日条例第36号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則〔平成24年3月9日条例第20号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年6月14日条例第31号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年12月10日条例第60号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(枚方市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 枚方市下水道条例の一部を改正する条例（平成14年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成24年12月25日条例第61号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の枚方市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）第27条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる当該公共下水道の使用の期間（以下この項において「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{a+b} + B \times \frac{b}{a+b}$$

算式の符号

A 算定期間に排除した汚水の量について新下水道条例の規定により算定した使用料の額

B 算定期間に排除した汚水の量について第1条の規定による改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成25年12月9日条例第32号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年12月13日条例第44号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第11条の2第1項の規定による登録を受けた責任技術者は、当該登録に係る同条第2項本文に規定する有効期間が満了する日までの間は、改正後の第11条第1項第2号に規定する責任技術者とみなす。

附 則〔令和2年3月10日条例第24号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（令2条例44・一部改正）

（経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の枚方市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）第27条第1項の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる当該公共下水道の使用の期間（以

下「算定期間」という。)が施行日の前後にまたがるときの使用料は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{a + b} + B \times \frac{b}{a + b}$$

算式の符号

- A 算定期間の汚水の排除の状況に応じて新下水道条例の規定により算定した使用料の額
- B 算定期間の汚水の排除の状況に応じて第2条の規定による改正前の枚方市下水道条例の規定により算定した使用料の額
- a 算定期間における施行日以後の使用日数
- b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔令和2年6月17日条例第44号〕

この条例は、公布の日から施行する。